

(仮 訳)

コア・プリンシプル・メソドロジー

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル

1999年10月

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| エグゼクティブ・サマリー..... | 1 |
| 第一章： 序文..... | 4 |
| 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(コア・プリンシプル)の目的... | 4 |
| 国際社会によるコア・プリンシプルの支持..... | 4 |
| コア・プリンシプルの迅速な実施を求める国際的圧力..... | 5 |
| コア・プリンシプルの遵守状況に関する予備評価..... | 6 |
| 統一された評価メソドロジーの必要性..... | 7 |
| メソドロジーの活用..... | 7 |
| 実効的な銀行監督のための前提条件..... | 8 |
| 第2章 評価を実行するにあたり考慮すべき事項..... | 10 |
| 第3章 コア・プリンシプルの遵守についての評価基準..... | 12 |

コア・プリンシプル・メソドロジー

エグゼクティブ・サマリー

1. 健全性規制及び監督を実施するにあたり、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」は、最も重要なグローバル・スタンダードとなった。大多数の国がコア・プリンシプルを承認しており、それを実施する意向を示している。完全な実施への第一段階として、まず各国におけるプリンシプルの現在の遵守状況を評価する必要がある。このような評価は、現在の監督及び規制システムの弱点を明確にし、政府当局及び銀行監督当局による改善措置の基盤を整える手だてとなる。これらの評価は、一般的に各国自身がそれぞれ行うか、あるいは様々な外部団体によって行なわれる。
2. バーゼル銀行監督委員会では必要な資源の不足を理由に、自らはこれらの評価を行わないとの決定を下しているが、その代わり別の方法、とりわけ助言及び研修を行うことにより評価の実施をサポートしていく体制を整えている。またバーゼル銀行監督委員会の各メンバーは、IMF、世界銀行、地域開発銀行、地域監督機関及び民間コンサルタント等が行なう評価ミッションに個別に参加することもできよう。各国の監督専門家がお互いの国を評価しあう「ピア・レビュー」を実施する可能性もある。
3. できる限り客観的かつ統一的な評価を行うためには、コア・プリンシプル達成の判断には一致した基準が必要である。過去の経験からプリンシプルは多様に解釈され得ることが判明しており、間違った解釈は評価の不統一につながる可能性がある。
4. これを念頭に置き、バーゼル委員会は 1998 年 10 月の会合で、コンプライアンス状況の評価を行うにあたっての文書を策定することを決定した。ドラフティング（起草）はバーゼル委員会メンバー、IMF 及び世界銀行からの代表者からなる暫定的なワーキング・グループによって行われた。ドラフト作成にあたっては、G-10 及び非 G-10 の幹部監督者、IMF 及び世界銀行からなるコア・プリンシプル・リエゾン・グループとも協議を行った。

5. 本文書の構成は以下の通りである。第1章はコア・プリンシプルの背景を略述し、コア・プリンシプルの適時かつ効果的な実施の必要性を説明している。そのほかに、評価はどのような状況下で行なわれるべきか、また、評価を行うにあたって考慮すべき、実効的な銀行監督のための前提条件も説明している。
6. 第2章は、評価の実施及び結果の集計・発表方法に関する、いくつかの基本的な考慮点を述べている。同章では、一定の情報についての監督当局の法的な守秘義務を犯すことなく、評価者が、適切な情報にアクセスでき、また幅広く関連機関及び専門家にアクセスできなければならないとしている。同章は、法律、健全性規則、監督ガイドライン、オンサイトの検証及びオフサイトの分析、当局への報告及びパブリック・ディスクローチャー、法令執行の有無の証跡を含みうる、一連の関連要件を評価にあたって考慮する必要性を強調している。さらに、監督当局がコア・プリンシプルを実施するにあたり必要な技術、資源及びコミットメントを有することが重要であると強調している。
7. 第3章は各コア・プリンシプルを細かく説明している。同章では、遵守状況に関連する全ての重要基準が列挙されている。基準は「必須基準」及び「補足基準」の2部に分類されている。「必須基準」とは、効果的な監督であると評価されるために、当該国が全般的に有していなければならない要素である。「補足基準」とは、監督をより強化するための要素で、各国が実施するべく努力すべき要素である。必須基準及び大半の補足基準はコア・プリンシプルの報告書(1997年9月)及びバーゼル委員会の関連ペーパーを基にしている。ワーキング・グループとしては、新しい概念又は解釈を取り入れることにより新たな領域に踏み込まないよう努めたが、いくつかのケース、特に補足基準においては、言い回し及び(あるいは)内容が過去の文書に比べ、より明確又は詳細な部分があるかもしれない。
8. あるプリンシプルを完全に遵守するために、必須基準は、一般的に重大な欠点なしに満たされなければいけない。しかし国によっては当該プリンシプルが必須基準以外の方法で達成できていると説明できる場合もある。その反面、当該国の特殊事情に鑑み、コア・プリンシプルの目的を達成するためには必須基準だけでは不十分であり、プリンシプルで提言されているところの銀行監督の状況が効果的であると評価されるためには、補足基準及び(あるいは)その他の対応策も必要となる場合がある。

9. バーゼル委員会は、IMF及び世界銀行が各国のコア・プリンシプル実施状況を評価するために開発したフォーマットを例として付属している。

10. バーゼル委員会は、本文書の作成は、経験を積むごとに改善される繰り返しのプロセスととらえている。規制・監督の基準及び手段が発展していくにつれ追加や修正が行われるため、本文書は定期的に改訂する必要がある。

第1章 序文

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(コア・プリンシプル)の目的

11. バーゼル銀行監督委員会が非 G-10 諸国の監督当局と協力して作成した「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」は国際金融界に対し、銀行監督体制の有効性を評価する際の基準を提供する。

12. 過去十年間に起きた多くの国での金融危機の核心には、銀行システムの弱さがあったと現在では広く認識されているため、銀行監督の強化の必要性は特に最優先課題と強調されている。現在の銀行危機は多くの先進国及び新興国の国々に影響を与えるため、銀行システムのモニタリングは、監督当局にとってより重要で、より難しいものとなった。その結果、そして悪影響の及ぶリスクを最小限にとどめるため、先進国及び新興国は、健全な監督方法を採択し、また効果的に実施するよう強く促されている。

国際社会によるコア・プリンシプルの支持

13. コア・プリンシプルはバーゼル委員会により 1997 年 9 月に公表され、1997 年 10 月の香港における IMF・世銀総会時に、国際金融界に支持された。新興国の金融安定化に関するワーキング・パーティ(Working Party on Financial Stability in Emerging Market Economies) の報告書でもコア・プリンシプルは支持されており、IMF 及び世界銀行がコア・プリンシプルを実施するにあたり重要な役割を果たすように要請している。1998 年 10 月には G-22 諸国が国際金融システムについての報告書を公表しており、その中の「金融システム強化」の報告書の中で、コア・プリンシプルを含む複数の国際的に受け入れられる原則を支持し、かつそれらを適時に実施することの重要性を強調している。シドニーで開かれた国際銀行監督者会議でもコア・プリンシプルを支持しており、バーゼル委員会からの包括的なガイダンスを要請すると同時に、その実施に積極的に貢献する旨を誓約した。その要請の結果作成されたのが本書である。

コア・プリンシプルの迅速な実施を求める国際的圧力

14. 金融セクターの安定性に対する関心が高まるにつれて、銀行監督者の集団は、実効的な銀行監督を確実にすることを迫られている。特にこれは、コア・プリンシプルを各国が実施することに対する国際的な要望が強まってきていることに反映されている。

15. バーゼル委員会では、金融改革及びより優れた銀行監督は、長期間に渡って、幅広く、集中的な努力を要すると認識している。しかし各国の監督当局が下記の事柄を即時に実施することが最も重要である。イ)各監督システムの弱点を見極める、ロ)最も緊急に補強すべき弱点に取り組む、ハ)コア・プリンシプルの実施を含む、金融セクターの安定強化に必要な全ての対応を全面的に支援するよう、公的機関に強く促す。

16. 基準の設定者として、バーゼル委員会は、現行のコア・プリンシプルを解釈し、世界中の監督当局者に対する研修を提供し、更にコア・プリンシプルの規範やその健全な実施を普及させることについて、積極的な役割をもち続ける。バーゼル委員会は、コア・プリンシプルが包括的なだけでなく、コア・プリンシプルの適用を望む全ての国にとり、妥当かつ実用的であることを確実にするために、改良する必要性を見いだすかもしれない。バーゼル委員会は、コア・プリンシプルの解釈又は改訂について、コア・プリンシプル・リエゾン・グループ内の非 G-10 諸国、IMF 及び世界銀行と非常に緊密に連携して取り組む。

17. IMF 及び世界銀行の両機関は実施プロセスで、積極的な役割を果たす。IMF に与えられているサーベイランスのマンデートの中で、IMF は加盟諸国にコア・プリンシプルに従うよう奨励する予定であり、ケース・バイ・ケースかつ優先度に応じて、コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際に協力する。世界銀行は、通常業務において、コア・プリンシプルを取り入れるよう供与国に奨励し、供与国と協力して、彼らの監督枠組みを各プリンシプルに照らして評価する。IMF 及び世界銀行の両機関は、各国が特定された規制及び監督体制の弱点を改善するように努め、それらの弱点に取り組む為の技術的な支援及び研修を優先度に応じて提供する。増加し続ける金融分野の要求に応えるため、両機関は金融分野についての専門性を有している職員を増加させている。

18. バーゼル委員会、コア・プリンシプル・リエゾングループ、IMF、及び世界銀行では、以下の事項について対話を継続する。イ) この分野での共通の目的を達成するために、主導権を調整する、ロ) 少ない専門的資源が最適な方法で活用されることを確実にする。少ない資源の中で、世界規模で銀行監督を強化するという難関に直面し、上記の機関は各活動を緊密に調整しなくてはならないことに気づいている。自国の監督システムをコア・プリンシプルに照らし合わせて評価すべく、技術的協力を求めてきた各国を支援する手段として、これらの機関は世界中の監督当局によって利用可能とされた資源も活用する。

コア・プリンシプルの遵守状況に関する予備評価

19. コア・プリンシプルの実施のプロセスは、その遵守状況を評価するのが第一歩であるが、評価自体は目標達成のための手段であり最終的な目標ではない。むしろ評価は、必要に応じて、監督当局（場合により政府）が銀行監督システムの改善のための構想を考え出すことを可能とする。遵守状況の評価は複数の異なる状況で始められている。
20. 1998年10月のシドニーにおける世界銀行監督者会議で検討するための情報の準備を目的として、バーゼル委員会は、コア・プリンシプルの遵守状況の調査を1998年4月に開始した。委員会は約140ヶ国に質問状を配布し、監督当局に、コア・プリンシプルがどの程度実施されているかについて、各自の監督システムを厳密に評価するよう依頼した。120以上の国が自己評価の結果を返答したが、その回答の質は一様でなかった。
21. その一方で、IMF及び世界銀行では複数の国の要望に応え、コア・プリンシプルの遵守状況のレビューを開始した。初めて実施された評価は、コア・プリンシプルの適応性、明確さ及び完成度とともに、外部の評価者が遵守状況に関しどの程度の意見を形成することができるかを試す機会を与えた。
22. 自己評価又は第三者により実施された遵守状況の予備レビューから、統一されたメソドロジーの作成が望ましいことが明確に証明された。

統一された評価メソドロジーの必要性

23. コア・プリンシプルは、多様な監督体制に適用できる一般的な指針を提供するように考案され、その具体的な施策の立案・実施に柔軟性を持たせている。それにより、バーゼル委員会は、各国の監督当局によりコア・プリンシプルが誤って解釈される可能性を認識していた。同じく、複数の関係者（IMF及び世界銀行、地域の監督当局グループ、地域開発銀行、コンサルティング会社）によるコア・プリンシプルの遵守状況の評価が、様々な解釈や場合によっては一貫性のないアドバイスをもたらすことになる可能性が高い。評価結果が公表されないとしても、各国間で整合性のとれた評価を行なうことは依然大切である。
24. 必要な整合性を達成するために、バーゼル委員会は、遵守状況を判断するための詳細な基準を含む、評価を行うためのメソドロジーの開発を約束した。しかしこのメソドロジーは、遵守状況の評価をする際に必要とされる監督当局及び評価者の判断を排除するものではない。

メソドロジーの活用

25. メソドロジーは下記の様な複数の状況で活用できる。即ち、イ)銀行監督当局自身による自己評価、ロ)例えば一定地域の銀行監督当局グループ内で行われるピア・レビュー、ハ)コンサルティング会社等、民間の第三者により行われるレビュー、ニ)IMFの監視又は世界銀行の貸付業務との関連で行われるレビュー、である。
26. 如何なる状況であれ、下記の要素は不可欠である。
- ・ 自己評価による利点に拘わらず、十分な客観性を実現するために、コア・プリンシプルの遵守状況は、**チェック・アンド・バランスを機能させるべく、異なる見方を持つ2人以上の評価者を含む適切な外部のグループに評価されるのが最適である。**
 - ・ 銀行監督手法の公正な評価は、**全ての関係当局の真の協力なくしては実施できない。**
 - ・ **専門家以外による銀行監督の評価は、どんなに詳細なチェックリストに基づいたものでも誤解を生じる可能性がある。** 25のコア・プリンシプルのそれぞれを評価する手法は、実務的かつ相応しい経験を持つ、資質のある評価者のみが提供することのできる、多数の要素の比較衡量を必要とする。
 - ・ その評価では、コア・プリンシプルの遵守状況の解釈についての法的専門性を必要

とする場合がある。このような法的解釈は当該国の法制度に沿ったものでなければならない。さらに、オンサイトの評価の後には、追加的に法律の専門家の意見を必要とするかもしれない。

- ・ 概念上のみでなく、基準が実務上達成されているかを判断するために、評価は十分に掘り下げたものでなくてはならない。法律及び規則は、効果的に執行され、遵守されていないなければならない。これらが存在していることのみでは、諸基準が満たされていることを意味しない。

実効的な銀行監督のための前提条件

27. バーゼル委員会は、実効的な銀行監督のためにはいくつかの前提条件が整っていることが必要であると認識する¹。これらの前提条件は、大部分が銀行監督当局のコントロール外であるが、これらの分野における弱点又は欠点は、コア・プリンシプルを有効に実施する監督当局の能力を大きく損ないかねない。その為、評価者は、前提条件が整っているか、弱点がもたらしうる潜在的な問題、及びこれらの弱点を修正する最大限の努力がなされているかについての意見を形成しなければならない。下記の5つのパラグラフで詳細に記されているように、前提条件は広範な分野にわたっており、下記を含む。即ち、イ) 健全で持続可能なマクロ経済政策、ロ) 十分に整備された公的インフラ、ハ) 効果的な市場規律、ニ) 銀行における問題の効果的解決の手段、ホ) 適度なレベルの制度的保護(あるいは公的セーフティー・ネット)を提供するメカニズム、である。
28. マクロ経済環境及びマクロ経済政策の持続可能性は、銀行の健全性との相互作用があるため、重要な事項である。評価はある国の銀行監督手法の適切さに焦点を当てているが、評価者は、金融システムの健全性保護または安定性の実効性に影響を及ぼす、マクロ経済的な弱さやリスクが存在するかどうかについての意見を形成するよう努めなくてはならない。従って、全般的な銀行監督の実効性及び各コア・プリンシプルの遵守状況の評価にあたっては、マクロ経済環境を念頭にいれなければならない。この観点から、評価は、銀行セクターの構造及び銀行が業務を行っているマクロ経済環境を考慮に入れた上で行われることも重要である。
29. 公的インフラは、コア・プリンシプルを遵守する可能性に重要な影響を及ぼしうる。恐らく、金融における契約の尊重及び執行を促進する適切な信用取引の文化が存在

¹ 「実効的な銀行監督のコアとなる諸原則」のセクション II 参照。

する事が最も重要な要素である。信用取引の文化は、とりわけ、契約、破産、担保及び貸出回収を含む広範な金融の問題をカバーする、適切な法律の上に成り立っていないなければならない。しかし良い法律だけでは不十分であり、それは倫理観と専門性をもつ弁護士及び裁判官、及び判決を執行できる司法制度に支えられていなければならない。インフラが十分なものとなるためには、会計基準が国際的に裁量の慣行に近いものであり、それによって投資家と監督当局が適切に銀行の財務状況を適切に評価でき、かつ、銀行が貸出先の健全性をモニターできることも必要である。正確な財務データであるためには、専門的な会計士及び監査人が必要である。公的インフラの評価にあたり他に念頭におくべき主なものは、その他の金融分野及び市場での監督の実効性、ならびに支払システムに内在するリスクである。

30. 効果的な市場規律は、金融の透明性及び効果的なコーポレート・ガバナンスを基礎としている。しかしながら、その作用は、特に貸出業務等の銀行の商業的な判断に影響を及ぼそうとする政府の行為によって損なわれ得る。そのため、政府の政策が貸出業務に対して有する影響は可能な限り透明であり、政府の政策は公表され、政府の保証は明確に開示されなくてはならない。

31. 監督当局は、銀行の問題を効果的に解決するために、十分かつ柔軟な手段を有しているべきである。コア・プリンシプルは、問題銀行を迅速かつ秩序ある形で処理する責任又はそれを支援する能力を含む、幅広い権限が必要であると記している。

32. 適切な公的セーフティー・ネットが導入されている事を確実にする必要がある。このセーフティー・ネットの主な要素には、最後の貸手機能及び（あるいは）預金保険についての正式な取り決めが含まれうる。公的セーフティー・ネットの最低基準については未だ同意がなされていないが、セーフティー・ネットの欠陥は銀行監督の実施に影響を与える。

第2章 評価を実行するにあたり考慮すべき事項

33. バーゼル委員会は、評価報告書の作成や準備、及び提出に関する詳細なガイドラインを設定するにあたり、特別な役割を持つわけではないが、評価者が評価を実行し、評価報告書を作成する際に考慮すべき点がいくつかあると考える。さらに委員会は、IMF 及び世界銀行が評価を行う際に利用するよう提案されているフォーマットを、例として本書に添付している。このフォーマットは評価方法の一つにすぎないが、評価者となりうる他の機関（例えば地域開発銀行、地域の監督当局グループ）が評価を行う際には、参考となるかもしれない。
34. まず、評価を行うとき、評価者は広範な情報や関係者に自由にアクセスできなければならない。要求される情報は、例えば関連する法律や規則、政策などといった公開されている情報のみならず、自己評価や監督当局のための運用ガイドライン、あるいは可能であれば個々の銀行に対する監督評価といったより機密に関わる情報も含む。こうした情報は、監督当局がそれらの機密性を保護する法律上の要請に違反しない限り提供されるべきである。評価者は、銀行監督当局、他の国内監督当局、政府の関連省庁、銀行及び銀行協会、監査人、及び他の金融部門への参加者を含む、広範な個人や団体と幅広く面会する必要がある。必要とされる情報が提供されない場合については、それが評価の正確さに与える影響とともに、特に注記すべきである。
35. 次に、各コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際には、プリンシプルによっては法律、健全性規則、監督ガイドライン、オンサイトの検証及びオフサイトの分析、当局への報告及びパブリック・ディスクロージャー、そして実法令執行の有無の証拠を含みうる、一連の関連事項を評価しなければならない。また、監督当局がコア・プリンシプルを実行するのに必要な技術、資源、及び意思を有しているかを評価する必要がある。さらに、評価ではこのような必要事項が実行されていることが確認されなければならない。
36. 第3に、評価の主たる目的は、銀行監督システムの弱点の性質や程度と個々のコア・プリンシプルの遵守状況を見極めることである。評価では欠点のみに焦点をあてるのではなく、同時に達成されている点も強調すべきである。この方法により、包括

的なプリンシプルの遵守状況をより正確に計ることが可能となる。こうした評価の結果は、監督システムの成績やランク付けを行うために利用すべきではなく、むしろコア・プリンシプルの完全な遵守を達成するために必要な改善策を優先的に行う行動計画の作成に活用されるべきである。また、欠点に取り組むためにとられる行動及びタイムテーブル、及び追跡評価を行うことが相応しい箇所についても記すべきである。

37. 第4に、プリンシプルの完全な遵守を達成するためには、一般的に、必須基準は重大な欠点なしに満たされていなければならない。もちろん、国によっては、別の手段を通じてそのプリンシプルを達成していることを証明できる場合もありうる。逆に、各国の特別な事情ゆえに、必須基準だけではそのプリンシプルの目的の達成が不十分であり、従ってそのプリンシプルに述べられている銀行監督の要素が効果的なものになっていると判断されるには、補足基準及び（あるいは）追加的手段が必要となる場合もありうる。

38. 第5に、監督されている銀行グループに属さないノンバンク金融機関が、銀行と同じような活動を行っており、全金融システムの大きな割合を占めながらもほとんど監督されていない法域がある。コア・プリンシプルは専ら銀行監督のみを取り扱っているため、これらノンバンク金融機関に適用することはできない。しかし、評価報告書は、最低限、監督下にある銀行に影響を与えるようなノンバンクの業務やその業務の結果生じる可能性のある問題の状況に言及すべきである。

第3章 コア・プリンシプルの遵守についての評価基準

以下の25のそれぞれのコア・プリンシプルのための基準は2種類の見出し、つまり「必須基準」と「補足基準」とに区別されている。必須基準とは、その原則の完全な遵守を証明するために満たしてはならない要素である。補足基準とは、監督機能をさらに強化するための要素であり、一層の金融安定化や実効的な監督を施すために勧められる。補足基準は、特により複雑な銀行組織を監督する場合に適切であったり、あるいは国際的なビジネスが重要である場合や地域市場が非常に不安定な傾向にある場合などに必要となり得る。

個々の基準は、その大部分がコア・プリンシプルに関する報告書(1997年9月)全文及び健全な実務についてのバーゼル委員会による関連報告文書に基づいて、策定されている。また、必要に応じてこれらの報告書を引用している。

多くの基準が、銀行に対してある基準や要求を設けるといった行為を行う権限を監督当局が持つことに言及しているが、これらが法律や規制で定めることも可能であることを補足する。逆にいえば、ある事項が法律あるいは規制の対象となる旨述べている事項につき、一定の状況下では、ガイドラインを通じて同等の効果を達成することができることも補足する。

原則 1： 実効的な銀行監督システムでは、銀行監督に関与している当局のそれぞれに明確な責任及び目的が与えられているであろう。該当する各当局は、機能上の独立性や適切な資源を有するべきである。また、銀行設立の認可及び継続的な監督、法律及び健全性基準(safety and soundness concerns)の遵守状況に対処する権限、監督官への法的保護といった規定を含め、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。監督当局間での情報の共有及びこれらの情報の機密保持のための取決めもなされているべきである。

注： 原則 1 は 6 つの構成要素に分けられる。そのうち 4 つはコア・プリンシプルの他の部分で繰り返されていない。しかし、残りの 2 つの部分（3 と 4）は、後続の原則の一つかそれ以上において、より詳細に述べられている。この 2 つについては、基準が他で掘り下げられているので、本セクションは、最も根本的で重要なもののみ指摘している。

1 (1)： 実効的な銀行監督システムでは、銀行監督に関与している当局のそれぞれに明確な責任及び目的が与えられているであろう。

必須基準

1. 銀行業務に係わる法律、及び銀行監督に従事している機関に係わる法律がある。それぞれの機関の責任と目的が明確に定義されている。
2. 法律及び（あるいは）それを補足する規則は、銀行が満たすべき最低限の健全性基準の枠組みを提供する。
3. 銀行監督に責任を負う機関同士の協調につき明確なメカニズムが存在し、それが実際に使われているという証拠がある。
4. 問題のある銀行の状況に対する整然とした解決（例えば、営業停止、リストラの支援、より強力な機関との合併など）を、いつ、どのように行うかについての決定に監督当局が参加している。
5. 銀行法が、必要に応じて、変化する産業や規制実態の変化に対して効果的かつ妥当であり続けるように改正される。

補足基準

1. 監督当局が目的を定め、その責任や目的の実績のレビューを、透明性の高い報告と評価手法を通じて、定期的に行うこととなっている。

2. 監督当局は、管轄下の業界の財務体力や業況に関する情報が、公に入手可能であることを確実にする。

1 (2) : 該当する各当局は、機能上の独立性や適切な資源を有するべきである。

必須基準

1. 該当する各当局の機能上の独立性や、それぞれの任務を実行する際に必要な資源の獲得及び配備に対して、實際上政府及び業界が干渉している重要な証拠はない。
2. 監督当局とその職員は、それぞれの専門性及び高潔性に基づき、信頼に値する。
3. 該当する各当局は、自律性、独立性を損なわず、かつ効果的な監督および監視の実施が可能となるような方法により財源が賄われている。これにはとりわけ以下が含まれる。
 - 質の高い職員を引きつけ、確保することを可能とする給与水準を有する。
 - 特別な状況に対処するために外部の専門家の雇用ができる。
 - 職員に対する定期的な研修の機会を提供する研修予算とプログラムを有する。
 - 銀行業界をレビューするのに必要な手法を職員に与えるのに十分な、コンピューターやその他の設備のための予算を有する。
 - 適切なオンサイトの検証を可能にする旅費予算を有する。

補足基準

1. 該当する各当局の長は、最低限の期間任命され、在任期間中は法律に明記された理由によってのみ解任され得る。
2. 該当する各当局の長が解任された場合、その理由は公表されなければならない。

1 (3) : 銀行設立の認可及び継続的な監督など、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。

注： 原則 1 のこの部分は、免許と組織(原則 2 から 5) 健全性規制および条件(原則 6 から 15) 継続的な銀行監督の手法(原則 16 から 20) 及び徴求情報(原則 21) に関する原則においてさらに詳説されている。

必須基準

1. 法律で、銀行の免許付与と免許取消に責任を持つ機関を特定している。
2. 法律で、監督当局に法律改正を経ずに行政措置により健全性規則を設ける権限を与えている。
3. 法律で、必要と思われる頻度と形式で、銀行から情報を要求する権限を監督当局に与えている。

1 (4) : 法律及び健全性基準(safety and soundness concerns)の遵守状況に対処する権限など、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。

注： 原則 1 のこの部分は、監督当局の公式な権限について述べている原則 22 に詳説されている。

必須基準

1. 法律で監督当局に対し、監督下の銀行の、法律の遵守状況、安全性及び健全性について見解を述べる権限を与えている。
2. 法律で、監督当局がこの見解を形成するにあたって定性的な判断を用いることを許可している。
3. 監督当局は、法律及び規則に加え、銀行内部の規制及び制限が遵守されているかをレビューするために、銀行の所有する書類に自由にアクセスできる。
4. 銀行が法律及び規則を遵守していない場合、または、危険なあるいは健全でない業務に従事しているか、その可能性が高いと監督当局が判断した場合には、法律は監督当局に以下の権限を与える。
 - 迅速な改善処置を実施する(及び(あるいは)銀行にその実施を命ずる)。
 - 様々な制裁を課す(銀行免許の取消を含む)。

1(5): 監督官への法的保護などの、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。

必須基準

1. 法律が、監督当局及び監督官に対し、職務を忠実に執行していく際にとられた行動についての訴訟に対する法的保護を提供している。
2. 監督当局及びその職員は、職務執行に際してとった行動を弁護する費用について、十分な保障を受けられる。

1(6): 監督当局間での情報の共有及びこれらの情報の機密保持のための取決めがあるべきである。

必須基準

1. 金融システムの健全性に対する責任を有する国内機関すべての間で、協力および情報共有を行うシステムが存在する。
2. 国内の監督当局にとって重要な関心のある銀行業務に対して監督責任を持つ外国機関との協力及び情報共有を行うためのシステムが存在する。
3. 監督当局は、
 - 機密情報を別の金融部門の監督当局に提供し得る。
 - 別の監督当局に提供したあらゆる機密情報が、受領者側により機密情報として取り扱われることを確実にする、合理的な方策を講じることが要求される。
 - 別の監督当局に譲渡したあらゆる機密情報が、監督目的のみに用いられることを確実にする、合理的な方策を講じることが要求される。
4. 監督当局は、保有する機密情報に対するいかなる要求も（裁判所の命令、立法機関からの命令以外は）拒否することができる。

原則 2 : 免許を付与され、銀行として監督に服すべき組織が行うことのできる業務は、明示的に定義されなければならない。また、「銀行」という名称の使用は、可能な限り管理されるべきである。

必須基準

1. 「銀行」という名称は明確に法律あるいは規則に定義されている。
2. 銀行として免許を付与され、監督に服する機関が行える業務は、監督当局あるいは法律または規制のいずれかによって、明確に定義されている。
3. 「銀行」という用語の使用、また「銀行業」などの派生語を名義上使用することは、世間一般が誤解をする恐れのある全ての状況において、免許を有し、監督に服している機関に限定される。
4. 一般からの正式な²銀行預金の引受は、免許を有し、監督に服している機関のみに認められる。

原則 3 : 免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役及び上級管理職、業務計画及び内部管理、資本基盤を含めた財務状況の見積もりに対する評価を行わなければならない。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の事前の同意が得られているべきである。

必須基準

1. 免許付与当局は、銀行免許付与の基準を設定する権限を有する。これは法律あるいは規則に規定された基準に基づきうる。
2. 免許発行の基準は、継続的監督で用いられている基準と一致している。
3. 免許付与当局は、基準を満たさない、あるいは提供された情報が不十分であるならば、免許の申請を却下する権限を有する。
4. 免許付与当局は、申請された銀行の法律上及び経営上の構造が、効果的な監督を妨

² 「正式な」銀行預金の例としては、証券関連法上のディスクロージャー対象とならないものが挙げられる。

げないことを判断する。

5. 免許付与当局は、大株主の適格性、株主構造の透明性、および当初資本の調達源について判断する。
6. 当初資本の最低限度額は、すべての銀行に条件づけられている。
7. 免許付与当局は、申請された、取締役及び上級管理職を、経験及び高潔性に関して評価する(適格性審査; fit and proper test)。その基準には以下の項目が含まれる：
(1) 当該銀行の目的とする業務にふさわしい、関連する金融業務に関する技能と経験、(2) 銀行内の重要な地位を維持するのに不適格となるような、犯罪歴あるいは規制当局による判断の記録がないこと。
8. 免許付与当局は、申請された、銀行の戦略上、経営上の計画をレビューする。これには、コーポレート・ガバナンスの適切なシステムが導入されているかの判断を含む。
9. 経営構造には、とりわけ、適切な経営方針と方法、内部管理方法、銀行の様々な活動の適切なモニターが含まれる。経営構造には、申請された銀行の活動の複雑さの範囲と程度を反映することが求められている。
10. 免許付与当局は、申請した銀行の、仮の (pro forma) 財務諸表と将来見通しをレビューする。これには、銀行の主要な株主の財務状況の評価および、申請された経営計画を支えるのに十分な財務体力を有するかどうかの評価を含む。
11. 免許付与当局と監督当局とが同一ではない場合は、監督当局は、各々の申請についての自己の見解を反映させる法的権限を有する。
12. 外国銀行が支店か子会社を設立する場合には、母国監督当局の事前の同意(あるいは“異議なし”という見解)が得られている。
13. 免許が、故意に提供された虚偽の情報に基づいて付与されたと、免許付与当局あるいは監督当局が判断した時には、当該免許は取り消されうる。

補足基準

1. 申請の評価対象には、必要時に株主が追加的な資金支援を行う能力も含まれる。
2. 少なくとも取締役のうち一人は、銀行が遂行しようとしているあらゆる種類の金融業務について適切な知識を持っていなければならない。

3. 免許付与当局は、新規に参入した銀行の業務上・戦略上の目標の達成状況をモニターし、免許の付与の際に示された監督上の要件が満たされているかを判断する手段を有する。

原則 4 : 銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていないなければならない。

必須基準

1. 法律及び規則には「主要な」所有権の明確な定義が含まれている。
2. 所有権の変更、特定限度を超える議決権の行使、あるいは支配力の変更をもたらすような変更にあたっては、監督当局の承認³を得るか即座に通知することが求められる。
3. 監督当局は、新規の銀行を認可する際に用いられる基準と同等の基準を満たさない場合には、主要な所有権や支配力の変更をもたらす提案を却下し、または当該出資にかかる議決権の行使を妨げる権限を持っている。

補足基準

1. 監督当局は、銀行から、定期的な報告あるいはオンサイトの検証を通じて、全ての主要な株主の名前と持株数の情報を入手する。これには可能な場合、株主保管人によって保管される株式の受益者である株主の身元が含まれる。

原則 5 : 銀行監督当局は、銀行による大型の買収や投資を点検し、関連会社との関係や銀行の組織構造が銀行を不当なリスクに晒したり、実効的な監督を妨げることがないようにするための基準を設ける権限を有していなければならない。

必須基準

1. 法律あるいは規則で、いかなる種類及び金額（絶対額及び（あるいは）銀行の自己資本との比較で）の買収や投資が、監督当局の承認を必要とするかを明確に定めて

³監督当局の承認は、明示的な事前承認や、事前通知に対して反対しないことを含む。

いる⁴。

2. 法律あるいは規則で、個々の提案を判断する基準を定める。
3. 監督当局が用いる客観的な基準の中に、免許付与時の要件と整合的な、新たな買収や投資が銀行を不当なリスクに晒したり、実効的な監督を防げることがないようにするための基準が含まれる。監督当局は銀行が買収／投資を行うのにふさわしい財務上および組織上の資源を当初より有しているか判断する。
4. どのような場合に、買収や投資の事後通知で十分であるかを、法律あるいは規則で明確に定めている。そのような場合とは、銀行の自己資本に比して少額な投資であり、銀行業に密接に関連した活動のことを主に指すべきである。

⁴ 脚注3参照。

原則 6 : 銀行監督当局は、全ての銀行に対し、慎重で適切な最低自己資本適正度に関する規制を設定しなければならない。こうした規制は、銀行が引受けるリスクを反映し、自己資本の内容を、損失を吸収する能力を勘案して定義したものでなければならない。少なくとも国際的に活発な活動を行っている銀行に関しては、こうした規制は、バーゼル自己資本合意で設定されたものと同様以上でなければならない。

必須基準

1. すべての銀行に対して、自己資本比率を算出し、最低自己資本比率を常に維持するよう法律あるいは規則で要求する。最低限、国際的に活動を行っている銀行に関しては、自己資本の定義、算出の方法、所要自己資本比率はバーゼル自己資本合意で設定されたものを下回らない。
2. 所要自己資本比率は、各銀行のリスク・プロファイル、特に信用リスク、マーケット・リスクを反映する。オンバランス・リスク、オフバランス・リスクは共にこれに含まれる。
3. 法律、規則で、あるいは監督当局が、損失の吸収に利用できる自己資本の性質を重視することを確実にしながら、自己資本を構成するものを定義する。
4. 自己資本比率は、連結ベースで算出・適用される。
5. 法律あるいは規則が、銀行が最低自己資本比率を下回った時に、施策を講じる権限を監督当局に付与する。
6. 銀行は、監督当局に対し、定期的に（最低限半年毎に）自己資本比率と自己資本の構成を報告するよう要求される。

補足基準

1. 国際的に活動を行っている銀行に加え、国内で活動を行っている銀行についても、資本の定義は概ねバーゼル自己資本合意と一致している。
2. 銀行の自己資本比率が最低基準を下回った時、監督当局が講じる処置を明確に示してある。
3. 銀行が、リスク・プロファイルに対応した総合的な自己資本充実度を評価する内部手法を持っていることについて、監督当局は判断する。

4. 自己資本比率規制は、いかなる状況の下で銀行システムが機能しているかを考慮に入れる。結果として、最低基準はバーゼル合意より高くなりうる。
5. 自己資本比率は、連結ベース、及び銀行グループ内の各銀行の、単体ベース、の両方で算出される。
6. 法律あるいは規則で、銀行の最低自己資本額が規定されている。

(参考文献：「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」("International convergence of capital measurement and capital standards") —1988年7月)

原則 7： 監督システムの重要な要素は、貸出や投資の決定、貸出・投資ポートフォリオの継続的管理に関する銀行の方針、慣行及び手続きに関する評価である。

必須基準

1. 健全な信用供与承認や投資の基準、方針、実務や手段が、銀行の経営陣および取締役会⁵によって承認、導入され、定期的にレビューされることを、監督当局は銀行に求め、定期的に確認する。
2. 監督当局は、そのような方針、実務、手続きには、十分かつ適切に信用リスクをコントロールする環境整備を含むよう、銀行に要求し、定期的に確認する。それには以下が含まれる。
 - 健全で、十分に文書化された、信用供与や投資の手法。
 - 適切な信用管理、測定、継続的なモニタリングや報告手法(資産評価や分類を含む)の維持。
 - 信用リスクに対する十分なコントロールの確保。

⁵ 本ペーパーは、取締役会と上級管理職から成る経営構造に言及している。バーゼル委員会は、国によって、取締役や上級管理職の機能に関して、法律上または規制上の枠組みがかなり異なると認識している。いくつかの国では、執行主体(上級管理職、一般管理職)の職務遂行を確実にすることにつき、取締役会が排他的な、さもなくば主たる監督機能を持つ。このため、事例によっては、取締役会は監督役会(supervisory board)となっている。これは、取締役会が執行機能を持たないことを意味する。対照的に、取締役会が幅広い権限を持ち、銀行の経営全般の枠組みを定めている国もある。こうした差異があるため、本ペーパーでは、取締役会と上級管理職の概念を、法的な構造を識別するのではなく、むしろ銀行内の二つの意思決定機能を分類するために用いている。

3. 監督当局は、銀行が信用供与にあたって利益の相反がなく、arm's length ベースで、外部からの不適切な圧力を受けることなくの決定を下すよう、銀行に要求し、定期的に確認する。
4. 銀行の信用力審査及び信用供与の基準を、最低限、信用供与業務に従事しているすべての職員に伝えることを、監督当局は銀行に要求する。
5. 監督当局は、信用供与および投資のポートフォリオに関する情報を完全に入手でき、銀行の貸出業務に従事する職員と自由に接触することができる。

補足基準

1. 監督当局は、信用供与指針が、銀行の自己資本の一定比率を上回る大口の信用供与あるいは投資は、銀行の中の高い経営のレベルで決定されねばならないと定めていることを、要求する。特別にリスクの高い、あるいは銀行の中心業務と一致しない信用供与あるいは投資にも同じことが当てはまる。
2. 銀行が、貸出・投資ポートフォリオの状況についての重要な詳細を提供する経営情報システムを持つことを、監督当局は要求する。
3. 銀行の経営陣が、自行の信用供与先の負債総額をモニターしていることを、監督当局は確認する。

(参考文献：「信用リスク管理の諸原則について」(“Principles for the Management of Credit Risk”) 1999年7月)

原則 8 : 銀行監督当局は、資産内容や貸倒引当金・貸倒準備金の妥当性を評価するための適切な方針、慣行及び手続きを銀行が設定し、それが守られていることに関し、納得させられなければならない。

必須基準

1. 法律、規則、あるいは監督当局が、個々の信用供与、資産分類、引当についての定期的なレビューを銀行が行うようルールを定めているか、法律/規則が、全般的な枠組みを設定し、銀行が問題と信への具体的な対処方針を作成するよう要求する。
2. 銀行の資産分類と引当の方針、および実行は、定期的に監督当局か外部の監査人によってレビューされる。

3. 資産分類と引当のシステムは、オフバランスのエクスポージャーも対象とする。
4. 監督当局は、貸倒引当金や償却が現実的な返済見通しを反映していることを確実にするための適切な方針と手続きを、銀行が有することについて、判断する。
5. 銀行が、問題と信の継続的なモニタリングや、延滞している貸出の回収のための、適切な手続きと組織上の資源を有していることについて、監督当局は判断する。
6. 問題のある資産が懸念すべき水準にあるとみなした場合、監督当局は銀行に、貸出業務、信用供与基準、引当金・準備金の水準、全般的な財務体力を強化することを要求する権限を有する。
7. 監督当局は、信用供与や資産の分類、引当金の分類に関して、定期的に、適度に詳細な報告を受ける。
8. 監督当局は、保証履行能力の評価、担保価値の鑑定を継続的に行うための適当なメカニズムを有することを、銀行に要求する。
9. 返済額全額（元本・利息ともに）が、契約条件通りに回収できないと信じるに足る理由が存在したとき、貸出は減損していると識別することが要求される。
10. 担保の評価は、純実現可能額を反映することが要求される。

補足基準

1. 貸出は、支払いが一定の期間(例えば 30 日、60 日、90 日)を超えて延滞している場合に、分類されることが要求される。追い貸しをしなければ延滞となる貸出への追い貸しは、当該貸出の分類の改善にはつながらない。
2. 監督当局は、大口の信用供与の評価、分類、引当は個別項目毎に行うことを要求する。

(参考文献:「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」(“Sound Practices for Loan accounting and Disclosure”) 1999 年 7 月)

原則 9 : 銀行監督当局は、ポートフォリオ内の集中を経営陣が識別することが可能な経営情報システムを銀行が有していることに納得させられなければならない。単一の借手あるいは関連のある借手グループに対するエクスポージャーを制限するような健全性維持のための上限を設定しなければならない。

必須基準

1. 「密接な関連のある借手グループ」は、実際のリスク・エクスポージャーを反映するよう、明確に定義される⁶。監督当局は、この定義をケース・バイ・ケースで解釈することにつき、法律によって規定されうる裁量権を持つ。
2. 法律、規則、あるいは監督当局によって、単一の借手あるいは密接に関連のある借手グループに対する大口エクスポージャーには、健全な上限が設定されている。「エクスポージャー」には、オンバランス及びオフバランスのすべての債権と取引が含まれる。
3. 監督当局は、銀行経営陣が、単体及び連結ベースのポートフォリオ内の集中(単独の大口エクスポージャーを含む)を適時に識別することを可能にするような経営情報システムを銀行が持っていることを確認する。
4. 監督当局は、銀行経営陣がこれらの上限をモニターし、単体及び連結ベースでその上限を超えていないことを確認する。
5. 監督当局は、銀行の、セクター別、地域別エクスポージャーを含む信用ポートフォリオ内の集中をレビューできるだけの情報を、定期的に入手する。

補足基準

1. 銀行は、以下の定義を固持することを要求される。
 - 銀行の自己資本の 10 パーセントあるいはそれ以上を大口エクスポージャーと定義する。
 - 民間セクターの銀行以外の借手あるいは密接な関連のある借手グループに対

⁶ 法的に関連のある会社のみならず、財務的に関連のある会社(例えば所有者が共通の場合)も含まれる。また、自然人も、例えば彼らがグループ内で大きな経済的利害関係を有している場合(例えば大株主である場合)、「密接な関連のあるグループ」の一部と考えられる。

する、個別の大口エクスポージャーの上限は、銀行の自己資本の 25 パーセントである。

これらの上限からのわずかな逸脱は、特に明らかに一時的なものである場合、あるいは非常に小規模の銀行または専門化した銀行の場合は、容認され得る。

(参考文献:「大口信用エクスポージャーの測定と管理」(“Measuring and controlling large credit exposures”) 1991 年 1 月)

原則 10： 関連貸出による乱用を防ぐため、銀行監督当局は、銀行が関連ある会社や個人に対しては arm's-length ベースで貸出を行うこと、当該貸出が実効的にモニターされること、リスクを管理しないしは軽減するための他の適切な方策が採られることを要求しなければならない。

必須基準

1. 「関連する主体」の包括的な定義が、法律及び / あるいは規則でなされている。監督当局は、銀行と他の主体との間に結合が存在するかを判断することについて、法律によって規定する裁量を有する。
2. 関連のないカウンターパーティに対する貸出と比べて、関連する主体に対するエクスポージャーが、より有利な条件(つまり信用力評価、期間、金利、分割返済方法、担保要件)により行われてはならないと法律や規則で規定している⁷。
3. 監督当局は、特定額を超えたあるいは特別なリスクをもたらす、関連する主体との取引は、銀行の取締役会によって承認を得ることを要求する。
4. 監督当局は、貸出により恩恵を受ける者が、貸出審査の準備あるいは決定そのものに参加することを防止する手続きを銀行が持つことを要求する。
5. 一般的にあるいはケース・バイ・ケースで、関連する主体に対する貸出の上限を設けること、自己資本充実度の評価時に自己資本から当該貸出を控除すること、あるいは当該貸出に対して担保による保全を義務づけることが、法律または規則で規定されているか、監督当局が定める権限を持っている。
6. 監督当局は、関連する主体に対する個別貸出及びかかる貸出の総額を識別するための情報システムを持ち、また、独立した信用供与管理プロセスを通じてそれらの貸

⁷ 全般的報酬パッケージの一部としての有利な条件の場合は例外とするのが適当かも知れない(例えば、職員が有利な利率で信用供与を受ける場合)。

出をモニターすることを要求する。

7. 監督当局は、関連する主体に対する、貸出業務全体についての情報を入手し、レビューしている。

補足基準

1. 法律及び/あるいは規制で定められている「関連する主体」は広く定義され、一般的には、関係会社、主要な株主、取締役、上級管理職、主要な職員に加え、親近者、関係会社においてこれらにあたる役職員や、内部関係者及び株主によって管理されている会社を含む。
2. 関連する主体に対するエクスポージャーの合計については、少なくとも、単一の借入人、グループあるいは関連した借入人に対するものと同程度に厳格な上限がある。

原則 11： 銀行監督当局は、銀行が、その国際的な貸出・投資活動に付随するカントリー・リスク及びトランスファー・リスクを識別・モニターし、管理するために適切な方針及び手続きを有し、こうしたリスクに対して適切な引当が行われていることに関し、納得させられなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、銀行の方針および手続きが、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの識別、モニタリング、管理に関して十分な注意を払っていることについて判断する。エクスポージャーは(末端借入人・末端カウンターパーティ別に加え)各国別に識別され、モニターされる。銀行はカントリー・リスク及びトランスファー・リスクの動向をモニター、評価し、適切な対応策を講じることを要求される。
2. 監督当局は、これらの方針を満たすための、情報システム、リスク管理システム、内部管理システムを銀行が持っているかどうかを確認する。
3. カントリー・リスク及びトランスファー・リスクに対して適切な引当金が設定されているかどうかにつき監督当局により監視されている。現存する国際的に異なった管理方法は、合理的で、リスクに見合う結果をもたらす限り容認される。それらは、とりわけ以下を含む。
 - 監督当局(あるいは他の当局)は、各国に対するエクスポージャーに一定の比率を設定することにより、適切な最低引当額を決定する。

- 監督当局(あるいは他の当局)は、各国に対する比率に幅を設け、銀行はその幅の範囲内で個別のエクスポージャーにどの引当基準を用いるかを決定する。
 - 銀行自体(あるいは全国銀行協会などの機関)が個別の貸出に適用する適切な引当について比率またはガイドラインを策定し、あるいは決定する。当該引当は、その後外部監査人及び/あるいは監督当局による判断に服する。
4. 監督当局は、各銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクについて、十分な情報を適時に入手し、レビューする。

(参考文献:「銀行の海外融資の管理」(“Management of banks’ international lending”—1982年3月)

原則 12 : 銀行監督当局は、銀行がマーケット・リスクを正確に測定・モニターし、適切に管理するシステムを有していることに納得させられなければならない。監督当局は、正当な理由がある場合に、マーケット・リスク・エクスポージャーに対して特定の上限を設定する権限と、特定の自己資本を賦課する権限の双方ないしはいずれかを有していなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、銀行がマーケット・リスクの識別、測定、モニタリング及び管理に関する適切な方針と手段を持っていることについて判断する。
2. 監督当局は、銀行が外国為替業務を含む様々なマーケット・リスクに対して適切な上限を設定していることについて判断する。
3. 監督当局は、外国為替業務を含むマーケット・リスク・エクスポージャーに対して、一定のキャピタル・チャージ及び/あるいは一定の上限を課す権限を持っている。
4. 監督当局は、銀行が、これらの方針を遵守するための情報システム、リスク管理システム、内部管理システムを持っていること、及び全ての上限(内部の上限あるいは監督当局が課した上限)が守られていることを確認する。
5. 監督当局は、すべての取引が信頼でき、かつ健全な市場データを用いて適時に把握され、銀行のポジションが頻繁に再評価されることを確実にする、システム及び管理体制があると納得している。
6. 監督当局は、銀行が適切なシナリオ分析、ストレス・テスト、危機管理(コンティンジェンシー・プラン策定)を実施し、また、マーケット・リスクを測定するのに

用いられるシステムの定期的な確認やテストを実施していると判断する。

7. 監督当局は、銀行のマーケット業務の複雑さに関する現実の水準をモニターするのに必要な専門性を持っている。

補足基準

1. オンサイトの作業、または内部もしくは外部の独立した専門家を通じて、監督当局は、上級管理職が事業ラインや取引している商品に固有のマーケット・リスクを理解し、また彼らが受け取っているリスク管理情報の示唆する内容(およびその限界)を理解していることについて判断する。
2. 監督当局は、管理情報の質をレビューし、その情報が、マーケット・リスクに対する銀行のポジションやエクスポージャーを正確に反映するのに十分であるかについて意見を形成する。特に、監督当局は、経営陣がストレス・テスト・シナリオで用いた前提と、そのような状況に対処する銀行の危機管理(コンティンジェンシー・プラン)をレビューする。
3. 十分な技術や能力を有しない監督当局は、VaRなどの洗練されたモデルに基づいて銀行が所要自己資本を算出することを許可しない。

(参考文献:「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」
("Amendment to the Capital Accord to incorporate market risks") 1996年1月)

原則 13: 銀行監督当局は、銀行が、その他の全ての重要なリスクを識別・測定し、モニター・管理し、適切な場合にはこれらのリスクに対して自己資本を積むための包括的なリスク管理プロセス(適切な役員会及び上級管理者の監視を含む)を有していることに納得させられなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、個別銀行に対し、重要なリスクを識別・測定し、モニター・管理するための包括的なリスク管理プロセスを有するよう求める。かかるプロセスは、当該銀行の規模および業務内容に鑑み十分であり、当該銀行の抱えるリスクの性質の変化および外部の市場動向に照らし、定期的に修正される。かかるプロセスには、取締役会および上級管理職により適切な監視がなされることが含まれる。
2. 監督当局は、かかるリスク管理プロセスが、流動性リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスク、および他の原則で扱われているその他全てのリスク(例えば

信用リスクおよびマーケット・リスク)を扱っていることについて判断する。これらには以下のものが含まれる。

- 流動性：優れた管理情報システム、流動性の一元的管理、代替シナリオ別のネット所要資金の分析、資金調達源の多様化、ストレス・テストおよび危機管理（コンティンジェンシー・プラン策定）。流動性管理は国内通貨および外国通貨を分けて扱うべき。
 - 金利リスク：優れた管理情報システムおよびストレス・テスト。
 - オペレーショナル・リスク：内部監査、不正行為防止の方法、堅実な業務継続計画、主要なシステムの修正をカバーする方法および業務環境の大きな変化に対する準備。
3. 監督当局は、流動性リスク、金利リスク、為替リスクおよびオペレーショナル・リスクといった事項に関する基準を公表する。
 4. 監督当局は、真に流動性のある資産のみを流動資産として扱うことを含み、既存のオンバランスの負債に加えて未実行のコミットメントその他のオフバランスの負債も考慮にいれる、銀行に対する流動性ガイドラインを策定する。
 5. 監督当局は、限度枠および手続が適切な担当者に伝達されており、また限度枠および手続を守るための主要な責任が適切な業務部署の下に置かれていることについて判断する。
 6. 監督当局は、これらのリスク管理プロセス、所要自己資本規制、流動性ガイドラインおよび定性的基準が実際に守られていることを定期的に検証する。

補足基準

1. 監督当局は、信用リスクおよび市場リスク以外のリスクに対しても自己資本を確保することを銀行に要求する権限を有する。
2. 監督当局は、公に入手できる銀行の報告書に、リスク管理方針および手段に関する記述を含めることを、銀行に対して促す。
3. 監督当局は、外貨建の流動性取引を大規模に行っている機関を発見することができるように、十分な情報を入手する。
4. 監督当局は、複数の通貨に関して業務を行っている銀行については、経営陣が、それに固有の事項を理解し、また対処していることについて判断する。外貨の流

動性にかかる戦略については別途ストレス・テストを行い、その結果はミスマッチの妥当性を判断するための要素の一つとする。

(参考文献：「金利リスク管理のための諸原則」(“Principles for the management of interest rate risk”) 1997年9月、「流動性の管理と測定の枠組み」(“A framework for measuring and managing liquidity”) —1992年9月)

原則 14： 銀行監督当局は、銀行が業務の性質及び規模に応じた内部管理を実施していることを確認しなければならない。これには、権限及び責任の委譲のための明確な取決め、銀行の与信・資金の支払い・資産及び負債の経理のそれぞれの機能の分離、これらのプロセスの統合、資産の保全、適切な独立した内部あるいは外部監査及び適用される法律・規則の遵守状況を検査するためのコンプライアンス機能、といったものが含まれるべきである。

必須基準

1. リスク管理のあらゆる側面に対して実効性のある管理がなされることを確実にするために、コーポレート・ガバナンスの原則に関する取締役会の責任が、会社法または銀行法上明示されている。
2. 監督当局は、銀行が業務の内容および規模に鑑み十分な内部管理を有することについて判断する。かかる管理は取締役会の責任で行われ、組織構造、会計処理、チェック・アンド・バランス、ならびに資産および投資の保全といった事項に関わる。より具体的には、これらは以下を指す。
 - 組織構造：権限（例えば、明確な融資承認限度額）の明確な委任、意思決定手続き、重要な役割（例えば、業務立案、支払、調整、リスク管理、会計、会計監査・検査）の分離を含む、職務および責任の明確化。
 - 会計処理：勘定計算、コントロール・リスト、および経営陣向け情報
 - チェック・アンド・バランス(または「4つの目の原則」"four eyes principles")：職務の分離、相互チェック、資産の二元管理、二鑑制 (double signatures)
 - 資産および投資の保全：物理的な管理を含む。
3. 強固な管理体制を築き上げるために、監督当局は、銀行の取締役会および上級管理職が自行の業務に内在する基本的なリスクを認識し、またその管理体制の充実に注力しかつ法的にその責任を負うことを要求する。その結果として監督当局は、取締役会および上級管理職がその業務の規模および内容に鑑みて必要な能力を有

し、また当該銀行が抱えるリスク・プロファイルの変化および外部の市場動向について説明できるという判断を下すために、取締役会および上級管理職の構成に対する評価を行う。監督当局は、これらの基準を満たすべく、取締役会および経営陣の構成の変更を命ずる法的権限を有する。

- 4 . 監督当局は、バックオフィスの技術および資源と、フロントオフィスや業務企画部門にかかる管理機能とが、適度なバランス関係にあるものと判断する。
- 5 . 監督当局は、銀行が監査部門に対し、イ) 方針および手続の遵守を確実にすること、また、ロ) 既存の方針、実行、および管理が当該銀行の業務に鑑みて十分かつ適切であるかどうか精査する、ことにつき責任を負わせていることを確認する。監督当局は、かかる監査部門が以下に該当することを確認する。
 - 銀行の全ての業務ラインおよびサポート部門に自由にアクセスすることができる。
 - その提言に対して上級管理職が反応を示したその提言に従って行動することを確実にするために、取締役会への報告ルートを有すること、および銀行内で相応の地位にあること等、十分な独立性を有する。
 - 十分な資源を有し、監査対象である業務を理解し評価するために、相応しい訓練を受け、かつ適切な経験を積んだ職員を有する。
 - 銀行の抱えている主要なリスクを明確にする手法を有し、資源をそれに応じて割り当てている。
- 6 . 監督当局は、監査部門の作成した報告書を入手することができる。

補足基準

- 1 . (監督をする取締役会 (supervisory board) と経営を行う取締役会 (management board) からなる二重取締役会制ではなく) 単一取締役会制を採用している国においては、監督当局は、取締役会に経験を積んだ複数の執行役員 (non-executive directors) を含めることを義務づける。
- 2 . 監督当局は、内部の監査部門が監査委員会に対して報告を行うことを求める。
- 3 . 単一取締役会制を採用している国においては、監督当局は、監査委員会に経験を積んだ執行役員を含めることを求める。

(参考文献: 「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」 (“ Framework for

internal control systems in banking organisations”) 1998 年 9 月)

原則 15： 銀行監督当局は、銀行が、金融部門における高水準の倫理的・職業的基準を促進し、銀行が意図的に、もしくは意図せずして犯罪分子に用いられることを防ぐための、厳格な「顧客を知る」ルールを含む、適切な方針、慣行及び手続きをとることを確認しなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、銀行が、高水準の倫理的、職業的基準を促し、意図的に、もしくは意図せず、銀行が犯罪分子に用いられることを防ぐための、適切な方針、実務、および手続きをとることを確認する。これには、犯罪行為もしくは詐欺行為の防止および発見、ならびに疑わしい行為の適切な当局への報告が含まれる。
2. 監督当局は、銀行が、マネーロンダリング対策プログラムの一環として、顧客およびその代理人の本人確認につき、文書化されかつ実行されている方針を有していることを確認する。顧客の本人確認および個別取引につきどのような記録が保存されなければならないか、またその保存期間に関し、明確な規則が存在する。
3. 監督当局は、銀行が、疑わしい可能性のある取引を認識する正式な手法を有していることを確認する。これらには、大口の現金（および類似するもの）の預金・引出しについての承認手続きの追加、および異例の取引に対する特別の手続きといったものが含まれうる。
4. 監督当局は、銀行の方針および手続きが所在地のマネーロンダリング防止にかかる法律上・規制上の基準に最低でも合致するものであると保証する明示的な責任をもつ幹部を、銀行が任命していることを確認する。
5. 監督当局は、銀行の職員が、疑わしい取引につき、マネーロンダリング防止のコンプライアンスに対して責任をもつ専任の幹部へ報告することに関し、銀行が明確な手続きを有しまた全ての職員へそれを周知してあることを確認する。
6. 監督当局は、銀行が、問題の報告について経営陣および内部の警備部門の双方に対する伝達ルートを確立していることを確認する。
7. 適切な刑事当局への報告に加え、銀行は、銀行の安全性、健全性およびレピュテーションにとって重要と思われる疑わしい行動および事件については監督当局へ報告する。
8. 疑わしい取引につき専任の幹部、内部の警備部門、もしくは直接関係当局へ、善意

により報告を行った職員は責任を問われない旨、法律、規則及び(あるいは)銀行の方針により保証されている。

9. 監督当局は、銀行のマネーロンダリングに対する管理、ならびに詐欺行為に対する予防、確認および報告の体制が十分であることを、定期的に確認する。監督当局は、かかるマネーロンダリング防止義務を遵守しない銀行に対しては、処分を行うに十分な実行権限(規制上及び(あるいは)刑事訴訟上)を有する。
10. 監督当局は、疑わしいもしくは実際の犯罪活動に関する情報を、国内・海外の金融監督当局と直接的または間接的に共有することができる。
11. 監督当局は、銀行が、倫理的、職業的な行動規範を有し、それが職員に周知されていることを確認する。

補足基準

1. 法律及び(あるいは)規則は、1990年に公表(1996年に改訂)された資金洗浄に関する金融活動作業部会(Financial Action Task Force)の「40の勧告」(The Forty Recommendations)の内、関連するものの遵守等、国際的に健全とされる実務を具体的に表している。
2. 監督当局は、マネーロンダリングの発見および予防に関し、銀行の職員が十分に訓練を受けていることを確認する。
3. 監督当局は、あらゆる疑わしい取引について、関連する刑事当局に連絡する法的義務を負う。
4. 監督当局は、疑わしいもしくは現実の犯罪活動に関する情報を、直接的または間接的に関連する司法当局と共有することができる。
5. 他の機関が担っていない場合、監督当局は、金融詐欺およびマネーロンダリング防止に関する専門的能力を備えた人材を組織内部に有する。

(参考文献:「マネーロンダリングの目的による銀行システムの犯罪的悪用の防止」(“Prevention of criminal use of the banking system for the purpose of money-laundering”)—1988年12月)

原則 16： 実効的な銀行監督のシステムは、何らかの形態のオンサイト及びオフサイトの双方の監督によって構成されるべきである。

(注：この原則は、原則 17 から 20 までの原則とともに検討すべきである)

必須基準

1. 銀行監督を行うには、経営者との会合、オンサイト及びオフサイトの双方の監督の組み合わせを用いて、安全性と健全性に焦点を当てながら、個別の銀行に対する理解を深め、かつ定期的な分析及び評価を行うことが必要である。監督当局は次のようなフレームワークにしたがって行動する。(1) オンサイトの作業(自らの職員、もしくは外部監査人が行うもの)を以下のための主要な手段として利用する。
 - 個別の銀行において十分なコーポレート・ガバナンス(リスク管理及び内部コントロールシステムを含む)が存在することを独自に検証する。
 - 各銀行によって提出された情報が信頼できるものであることを確認する。
 - 銀行の経営状態を評価するために必要な追加的情報を入手する。
2. また、(2) オフサイトの活動を以下のための主要な手段として利用する。
 - 健全性に関する報告書、統計のための回答及び公開情報を含めたその他の適切な情報を利用し、個別の銀行の財務状況をレビュー、分析する。
 - 銀行業界全体の傾向や進展をモニターする。
3. 監督当局は、オンサイト及びオフサイトの作業を通じて、健全性規制やその他の法的要件の遵守状況をチェックする。
4. オンサイト及びオフサイトの監督の適切な組み合わせは、その国の特別な事情や環境によって定められる。いずれにせよ、シナジー効果を最大化し、監督上の欠落部分を作らないように、(監督上の) 枠組みはこの二つの機能を統合する。

補足基準

1. 監督当局は、オンサイト及びオフサイト機能の実効性を評価し、欠点が見つかった場合にはそれに対処する手続を有している。

2. 監督当局は、内部及び外部の監査人から取締役会に提出された報告書類のコピーを入手する権利がある。
3. 監督当局は、各銀行が直面しているリスクの性質、重大性、及び範囲を判断し、評価するメソドロジーを持っている。これには重点を置く業務、リスク・プロファイル及び内部管理の環境を含む。この結果に応じて、オンサイト及びオフサイト活動の優先順位が決められる。
4. 監督当局は、監督の過程で入手した情報は機密扱いとすることが法的に要求されている。しかし、ある特定された状況においては、監督当局は、法律上情報を公開する権利を与られている。機密情報は、情報の受取人によって機密が保持されると監督当局が納得する場合、あるいは他に情報公開が法律によって義務づけられている場合を除いては、公開されないよう法律により守られている。
5. 監督当局は、適格にかつ独立して行われた内部監査の結果に適度の信頼を置くことができる。

原則 17： 銀行監督当局は、銀行の経営者との定期的なコンタクトを有し、金融機関の業務に精通していなければならない。

必須基準

1. 個別の銀行のリスク・プロファイルに基づいて、経営戦略、グループの構造、コーポレート・ガバナンス、業況、自己資本充実度、流動性、資産の質、リスク管理システム等の経営に関する事項を協議すべく、監督当局は、上級及び中級管理職（取締役会、執行役員、及び個別部署の長を含む）と定期的に会合を開催するプログラムを有する。
2. 監督当局は、監督下にある銀行の業務に精通している。これはオフサイトの監視、オンサイトのレビューや定期会合の組み合わせを通じて達成される。
3. 監督当局は銀行に対し、業務の重要な変更や、法律及び健全性基準への違反を含む、好ましくない重要な事象が生じた場合は、報告することを要求する。
4. 免許付与の過程において、また、定期的な監督の過程において、恒常的に監督当局は経営陣の質を注視する。

原則 18： 銀行監督当局は、単体及び連結ベースで、健全性に関する報告書及び統計報告書を徴求し、調査し、分析する手段を持たなければならない⁸。

必須基準

1. 監督当局は、銀行組織に対し、それぞれの財務状況及び業況について、単体及び連結ベースで、定期的な情報の提出を要求する法律上の権限を有する。これらの報告書は、オンバランスとオフバランスの資産及び負債、損益、自己資本充実度、流動性、大口エクスポージャー、貸倒引当、マーケット・リスク、及び預金者等に関するデータを提供する。
2. 勘定の連結及びそれに用いる会計手法に関する原則や規範は、法律及び規則によって定められているか、監督当局がそれらを定める権限を有する。
3. 監督当局は、情報の適時かつ正確な提出という義務の遵守を強制する手段を有する。監督当局は、報告事項の正確さについて相応の地位にある上級管理者が責任を負っていると判断し、恣意的な虚偽報告や継続して生じる過失については罰則を課すことができ、正確さを欠く情報は修正するよう要求できる。
4. 提出を要求される情報には、健全性及び統計に関する標準化された報告書、詳細な貸借対照表及び損益計算書のほか、オンバランス及びオフバランスの業務並びに自己資本に含まれる準備金に関する詳細を提供する補足的な明細書を含む。また、貸出分類や引当についてのデータを含むことも要求される。
5. 監督当局は、その銀行の財務状況またはリスク評価において重要であると考えられる場合には、銀行及びその関連会社より、その活動内容に拘わらず、あらゆる関連情報を要求し、入手する権限を有する。
6. 監督当局は、個別の銀行の財務状況や業況に関する継続的なモニタリングにおいて、統計や健全性に関する情報を用いた分析を行うための枠組みをもつ。調査結果は、オンサイトの監督計画の構成要素として用いられる。このためには、監督当局は十分な情報システムを構築していることを要求される。
7. 監督当局は、銀行組織間の有効な比較を行うために、銀行組織（banking organization）内のすべての銀行及びその他すべての関連機関から、比較可能なベースで、同一期日（ストックのデータ）及び同期間（フローのデータ）のデータを収集する。

⁸ このコア・プリンシプルでは会計上の連結について言及しており、それは何らかの手法により銀行全体に、即ち銀行の支店の計数のみならず銀行が実質的な支配権を有する子会社の計数にも、適用されるべきものである。

8. 監督当局は、必要な情報の性質や、個々の銀行の規模、業態及びリスク・プロファイルに相応しい頻度で（例えば毎月、毎四半期、毎年）、銀行からデータを収集する。

原則 19： 銀行監督当局は、オンサイトの検証もしくは外部監査人の活用を通して、監督に関する情報について独自に検証する手段を持たなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、当局内部の検証担当者もしくは外部監査人を適宜活用し、オンサイトの検証を計画、遂行するにあたり首尾一貫した手法をもっている。検証が、明確な責任、目的、アウトプットを伴い、十分かつ矛盾なく行われることを確実にするための、方針及び手段が存在する。監督当局は、外部監査人による調査結果を議論し、改善のための作業における責任について合意するために、銀行及びその監査人と会議を開く。
2. 監督当局は、監督目的のために、外部監査人により行われた監査の質をモニターする権限を有する。監督当局は、監督業務を遂行するための外部監査人を直接指名し、あるいは専門性及び（あるいは）独立性に欠けると思われる外部監査人の任命に反対する権限を有する。
3. 監督当局はまた、要求される業務を引き受ける能力を有し、十分に熟練し職業上独立した監査及び会計の専門家がいることを条件に、銀行の業務の特定事項を調査するために外部監査人を活用することもできる。このような場合、監督当局及び監査人のそれぞれの役割や責任は、監督当局が明確に定義する。
4. 監督当局は、監督業務を促進するため、銀行すべての記録へ完全にアクセスする法律上の権利を有する。また監督当局は、取締役会、上級管理職及び職員に対しても、必要な場合には同様にアクセスすることができる。
5. 監督当局は、検証担当者または外部監査人により、監督上の報告内容につき定期的に検証を行うプログラムを組んでいる。自己資本充実度など主要な監督上の報告内容については、最低年 1 回は監査人による検証を受け、監督当局に対し報告書を提出する義務が課せられている。

補足基準

1. 監督当局は、経営陣及び取締役と毎年会合を開き、監督上の検証もしくは外部監査の結果について話し合う。こうした訪問に際し、監督当局は、各取締役と個別に会う機会を持ちうるようにすべきである。
2. 監督当局は、銀行業務に関する共通の関心事項について話し合うべく、外部監査人と定期的に会合を設ける。

(参考文献：「銀行監督当局と外部監査人との関係について」(“The relationship between bank supervisors and external auditors”) - 1989年7月.)

原則 20：銀行監督の重要な要素は、監督当局が連結ベースで銀行グループを監督しうることである⁹。

必須基準

1. 監督当局は、銀行組織（即ち銀行及びその子会社）またはグループの全体的な構造を知っており、他の当局により直接監督されている組織を含む、これらグループのすべての重要な部分の業務を理解している。
2. 監督当局は、銀行もしくは銀行グループにより行われる非銀行業務が、その銀行もしくは銀行グループに及ぼし得るリスクを評価する監督上の枠組みを持つ。
3. 監督当局は、その業務が直接行われているか（海外拠点で行われているものを含む）銀行の子会社や関連会社を通じて間接的に行われているかに関わらず、銀行の全体的な業務をレビューする法律上の権限を有する。
4. 銀行組織のすべての関連会社や子会社に対する直接または間接の監督において、障害が存在しない。
5. 銀行組織に対する連結ベースの健全性基準は、法律もしくは規則で設定され、または監督当局が課する権限を与られている。監督当局は、自己資本充実度や大口エクスポージャー、貸出上限といった項目をカバーする、連結ベースの健全性基準を定めるべく、その権限を行使する。
6. 監督当局は、個々の銀行組織毎に、連結の財務情報を収集する。

⁹ 連結ベースで銀行グループを監督することは、会計上の連結に止まらない。それは、どこに記帳されているかに関係なく、銀行グループが抱えている全てのリスクを考慮するような、グループ全体に対するアプローチがあることを意味する。会計上の連結と連結ベースでの監督が、いずれも銀行グループの監督における基本的な側面であると留意することが重要である。

7. 監督当局は、銀行組織グループ内の個別業務主体について、それが重要な場合には、財務状況、及びリスク管理とコントロールの充実度に関する情報を入手するために当該業務主体の業務に関する監督当局と取決めを結んでいる。
8. 監督当局は、連結銀行グループが行い得る業務の範囲や業務を行い得る海外拠点につき、制限し、限界を定める権限を有する。監督当局はこの権限を用いて、これらの業務が正しく監督されており、また銀行組織の安全性と健全性が害されていないことを確認する。

補足基準

1. 銀行の法人による所有が認められている国については以下が該当する。
 - 監督当局は、親会社及び親会社と関連する会社の業務を調査する権限を有し、銀行の安全性と健全性を判断するためにその権限を実際上行使する。
 - 監督当局は、親会社や銀行でない関連会社について、銀行の安全性と健全性に影響を与える事項に関し、制限を含む改善措置をとる権限を有する。
 - 監督当局は、親会社の所有者及び上級管理職について、適格性に関する基準(fit and proper standards) を定め、強制する権限を有する。

(参考文書 : 「銀行の国際業務に対する連結での監督」("Consolidated supervision of banks' international activities") - 1979 年 3 月 ; 「クロスボーダー銀行業務の監督」(" The Supervision of Cross-Border Banking") - 1996 年 10 月)

原則 21：銀行監督当局は、銀行の財務状況や業務の収益性について正確かつ公正に把握することを可能にする、統合的な会計基準や慣行に沿った適切な記録が各銀行で保管されていることに納得させられなければならない。また、当局は、銀行が、財務状況を公正に反映する財務諸表を定期的に公表していることに納得させられなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、財務的な記録の管理システムおよび作成される財務データが信頼できるものであり、また監督当局より要求される報告書が適時かつ正確に提出されることを確実なものとする責任を経営陣に負わせる権限を有する。
2. 監督当局は、毎年公開される経営報告書および財務諸表が外部による適切な検証を受け、外部監査人の意見を取得していることを確保する責任を経営陣に負わせる権限を有する。
3. 監督当局は、銀行の記録から得られる情報が、定期的にオンサイトの検証及び（あるいは）外部監査により確認されるようにする。
4. 監督当局は、外部監査人との間に、開かれた情報交換のルートを確保する。
5. 監督当局は、監督当局に提出する報告書に適用する会計基準を明確に定めた指導文書を発出する。かかる基準は、国際的に広く受け入れている基準をベースとしており、専ら銀行業務を行う機関のみを対象とするものである。
6. 監督当局は、一貫性、現実性および健全性があり、必要に応じ現在価値を勘案し、また必要な引当金を差し引いた上で利益を計上するような評価基準を採用することを銀行に義務づける。
7. 個別銀行に対する外部監査において達成されるべき範囲と基準や個別銀行の財務諸表の公開を事前承諾対象とすることが適切な状況においては、法律または規則によって定められているか、監督当局がそれらを定める権限を有する。
8. 監督当局は、取り扱いに慎重を要する類の情報を秘密としてに取り扱う能力を有する。
9. 監督当局は、国際的に広く受け入れられている会計原則・基準に基づき作成され、また国際的に受け入れられている監査実務・基準に基づき監査された財務諸表を毎年作成することを、銀行に対して求める。

10. 監督当局は、銀行の監査人の任命を取消することができる。

11. 監督当局がその業務につき（当局の検証担当者ではなく）主に外部監査人に依存する場合には、銀行は、業務を遂行するための十分な専門性および独立性を有する旨監督当局に認知されている監査人の任命を義務づけられる。

補足基準

1. 監督当局は、効果的な市場規律の土台を整えるために、適時で、正確かつ十分に包括的な情報の定期的なパブリック・ディスクロージャーを促進する。
2. 監督当局は、監査プログラムの対象範囲および実施内容を網羅するガイドラインを有し、当該ガイドラインは、監査が、貸付金ポートフォリオ、貸倒引当金、不良資産、資産評価、トレーディングその他の証券業務、デリバティブ、資産の証券化、および財務的報告に対する内部管理充実度といった分野を網羅することを確実にする。
3. 監査人は、免許基準の維持不能、銀行法他の法律違反等、重大な事項については、監督当局に報告する法的義務を負う。監査人は、誠意をもって情報を伝えた場合には、守秘義務違反を免れ法的に保護される。
4. 監査人はまた、利用可能な情報からみて、監督当局業務の職務遂行にとって重大と思われる事項を察知した場合には、当該事項を監督当局へ報告する法的義務を負う。

原則 22： 銀行監督当局は、銀行が健全性基準（例えば、最低自己資本比率）を満たせなかったとき、規制違反が存在するとき、もしくはその他の何らかの形で預金者が不安を抱かされた場合には、適時の是正のための措置を採り得るような適切な監督手法を持ち合わせていなければならない。極端な状況においては、こうした手法には免許を剥奪する、ないしは剥奪を提言する権限が含まれるべきである。

必須基準

1. 監督当局は、事態の深刻さに応じ、銀行に対して相応の範囲内で改善措置を講じ、また罰則を課す法的権限を有する。これらの改善措置は、健全性基準への適合不能および法規違反といった問題点を指摘するために用いられる。これらは、非公式な口頭でのものから、銀行の経営陣に対する文書でのもの、更には銀行免許の取り消しを伴うものまで多岐にわたる。
2. とりうる措置は、上記に加え、現在の銀行業務の制限、新規業務または新規買収の認可の保留、株主への支払いもしくは株式買戻しの制限または停止、資産移動の制限、特定個人に対する銀行業務の禁止、経営陣・取締役・経営支配権を有する株主の解任または権限の制限、より健全な機関による買収または合併の調整、および財産の差押え等、多岐に亘る。
3. 監督当局は、改善措置が適時にとられることを確認する。
4. 監督当局は、銀行のみならず、必要に応じ、その経営陣及び（あるいは）取締役に対しても、罰則および制裁を課す。

補足基準

1. 法律及び（あるいは）規則により、監督当局が適切な是正措置を不当に先送りする危険性を軽減する。
2. 監督当局は、全ての重要な改善措置を文書により取締役会に示し、経過報告も文書により提出されるように義務づける。

原則 23 : 銀行監督当局は、自国内の国際的に活発な活動を行っている銀行に対し、世界中に広がるこれらの銀行組織の、特に外国の支店、ジョイント・ベンチャーならびに子会社において行われている業務の全ての主要な側面に対し、適切にモニターし、適切な健全性基準を適用するようなグローバルな連結ベースの監督を行わなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、自国内において設立された銀行の海外業務を監督する権限を有する。
2. 監督当局は、銀行の経営陣が当該銀行の海外支店、ジョイント・ベンチャーおよび子会社につき適切な監視を行っていることを確認する。また当局は、全ての海外拠点の現地経営陣が業務を安全かつ健全に行うにあたって必要な専門性を有することを確認する。
3. 監督当局は、銀行の経営陣による監視に、イ) 海外業務に関し、報告対象範囲および頻度が、十分で、かつ定期的に確認されている当該行の情報、ロ) 内部管理の適切な遵守に関する評価、ハ) 海外業務について現地で効果的な監視がなされていることの確認、といった事項が包含されていることを確認する。
4. 母国監督当局は、銀行及び(あるいは)現地監督当局による当該銀行の海外業務の監督が、当該拠点が抱えるリスクに鑑み不十分であると判断した場合には、当該海外拠点を閉鎖または業務を制限する権限を有する。

補足基準

1. 監督当局は、オンサイトの検証を行ったりまたは追加報告を義務づける必要があるかを決定する基準を有しており、またそのような措置を適切かつ適時に講ずる法的権限および資源を有する。
2. 監督当局は、海外で行っている業務が国内で行っているものに比べて高いリスクを抱えているとき、および(あるいは)そうした業務が国内で行っているものと基本的に異なっているとき、または当該銀行が同様の業務を行っている主要拠点から特に離れた場所で業務を行っている場合には、経営陣による海外業務の監視は特に注意深くなっていることを確実にしている。
3. 監督当局は、業務の規模および抱えるリスクの大きさに応じた頻度で、海外拠点を定期的に訪問する手はずを整える。監督当局はかかる訪問の際には現地監督当局と面談を行う。

4. 母国監督当局は、銀行が海外で重要な業務を行っている国で行われている監督の質を査定する。

(参考文献：「改訂コンコルダット」(“Principles for the supervision of banks’ foreign establishments”) 1983年5月、「国際的業務を営む銀行グループ及びその外国拠点の監督のための最低基準」(“Minimum standards for the supervision of international banking groups and their cross-border establishments”) 1992年7月、「クロスボーダー銀行業務の監督」(The supervision of cross-border banking” 1996年10月)

原則 24： 連結ベースの監督の主要な要素のひとつは、現地監督当局を始めとする様々な他の関係する監督当局とコンタクトを設け、情報交換を行うことである。

必須基準

1. 自国の銀行が海外で行う重要な業務について、母国監督当局は、当該銀行の財務状況および当該外国における業務の遂行状況につき、適切な情報交換を行うための非公式あるいは公式の取決め（例えば覚書）を現地監督当局と結ぶ。現地監督当局との間の情報交換にかかる取決めには、当該外国の拠点におけるリスク管理の質等、銀行の業務の定性的側面についての否定的な評価に関する連絡が含まれる。
2. 監督当局は、十分な監督を行うために必要となる情報の入手の妨げとなるような秘密関連法律や規則が存在する国については、当該国において銀行本体もしくは関連会社が業務を行うことを禁止することができる。
3. 母国監督当局は現地監督当局に対し、当該外国における特定の銀行の営業拠点についての情報、当該銀行グループの業務に対する包括的な監督の枠組みについての情報、および適切である限り、当該銀行の本店もしくはグループ全体で生じている重要な問題についての情報を提供する。

補足基準

1. 他の監督当局から得られた情報に基づいて措置を講ずる監督当局は、可能な範囲内で、情報入手元の監督当局と事前に協議を行う。
2. 母国監督当局は、自国の銀行の重要とはいえ海外業務についても、当該現地監督当局と適切な情報交換を行う。

(参考文献：原則 23 と同じ)

原則 25： 銀行監督当局は、外銀の現地業務が国内の金融機関に求められるのと同様の高い水準で行われることを要求しなければならず、母国監督当局が連結ベースの監督を実行するうえで必要とする情報を共有する権限を持っていないなければならない。

必須基準

1. 外国銀行の自国内の支店および子会社は、国内銀行と同様の健全性基準、検証、および規制上の報告義務に服する。
2. 免許の付与および継続的な監督を行うために、現地監督当局は、母国監督当局が、連結ベースでかつ世界的な(海外拠点もカバーする)監督を行っているかどうかを評価する。
3. 現地監督当局は、免許を付与する前に、母国監督当局の承認が得られた(または反対がない)ことを確認する。
4. 現地監督当局は、情報の機密性を守るとの条件で、外国銀行が現地国で行っている業務についての情報を母国監督当局と共有することができる。
5. 母国監督当局は、安全性および健全性の観点から、現地にある営業拠点および子会社を現地訪問することができる。
6. 現地国の監督当局は、当該国における銀行の業務につき改善措置を講じる場合には、適時にその旨を母国監督当局に連絡する。

補足基準

1. 現地監督当局は、当該銀行グループが現地国内で行っている業務を正確に認識するべく、母国監督当局から当該銀行グループについての十分な情報を入手する。

(参考文献：原則 23 と同じ)